

通信・放送の総合的法体系の 「取りまとめの方向性」 について

平成21年6月9日

(社)衛星放送協会

1. 法体系見直しの必要性

(3) 見直しに当たっての視点及び目的について賛成します。

特に競合する同様のサービスに関しては同様の規律が適用されることが肝要と考えます。

但し、著作権法など、関連する法律も同様に見直されるべきと考えます。

3. 伝送サービス規律

(1) 伝送サービス規律の再編

③ 現行の受託放送役務に関わる規律

方向性について異論はありませんが、現在BS及びCSに関して受託放送事業者がそれぞれ一社、すなわち独占事業となっている点に留意する必要があると考えます。

4. コンテンツ規律

(1) メディアサービスの範囲

- ・ 従来の放送の範囲にとどめることに賛成します。
- ・ インターネット上の違法な情報及び有害情報の規制については、法律によるよりも事業者による自主的な取り組みがのぞまれます。

(3) メディアサービスに関する具体的規律

- ① 放送普及基本計画の対象を地上波及び特別衛星放送とし、一般衛星放送を対象外とすることに賛成します。
- ② 衛星放送に関する受託放送事業者が放送事業者となることについては、CSの場合プラットフォームも兼業することから公平性の観点から慎重な検討が必要と考えます。
- ③ 番組ごとの種別とそれぞれの放送時間の公表については、慎重な検討が必要と考えます。
 - ・ 専門放送にも求める理由は何か
 - ・ 種別の定義と判断は誰が行なうのか

5.プラットフォーム規律

6. 紛争処理機能の拡大

(1)DTHの場合

- ① 有料放送管理事業に関わる規律:視聴者保護目的 (現在対象はスカパーJSATのみ)
- ② 放送事業者とプラットフォーム:自主的ガイドライン

(2)ケーブルテレビ(IPTVを含む)の場合:

- ① 放送事業者(番供)が再送信同意を行っており、プラットフォームと位置付けるべき。
従ってケーブルテレビは、プラットフォーム機能を併せ持つ垂直統合型事業
- ② ケーブルテレビ事業者の優越的地位
 - ・配信可能番組数と配信希望番組数の乖離
 - ・編成権(選ぶ立場と選ばれる立場)
- ③ 特殊な契約
 - ・ケーブルテレビ事業者の申告に依存した支払額

5. プラットフォーム規律

6. 紛争処理機能の拡大

④ 求められる改善点(例)

- ・透明性の確保: 視聴世帯数やSTB数の公表
- ・業界標準の確立: 課金対象等(視聴世帯数/STB数)

(3) 紛争処理機能

「電気通信事業紛争処理委員会」の機能の拡大によるケーブル事業者と番供との問題の解決は可能か。

業界によるガイドラインの策定が効果的。